

新しい家族のカタチ

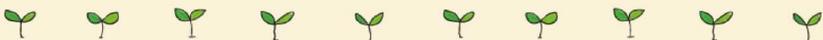
— 里親という選択 —



里親普及促進センターみやざき

目 次

はじめに	2
家庭／社会的養育	3
二つの施設／家庭養育の推進	4
県の取り組み	5
役割	6
制度	7
登録に向けて／マッチング	8
家庭への支援	9
サポート組織	10
里親として	11
出会い	12
アフターケア／真実告知	13
地域とのつながり	14
輝く未来へ	15
宮崎県の「チーム養育」支援機関一覧	16
あとがき	17



はじめに

今日、テレビや新聞にて虐待に関する報道をよく目にすることがあります。こうしたことがきっかけとなり、少しずつではありますが、実の家庭で暮らすことができない子どもたちへの理解は深まってきているように感じます。しかし、そうした子どもたちの“その後”というのは、みなさんにとってはまだまだ未知の世界ではないでしょうか。

本冊子は“その後”についての学びや理解へと繋がるものとなっています。

子どもたちの輝く未来のために「社会的養育」という名のもとでは、全ての方がサポーターであり、社会全体で子ども達を温かく見守ることが求められます。現在、里親や支援者としてすでにかかわる方はもちろん、知らない方へもこの冊子をご一読いただくことが、里親制度や子育てへの理解を深めるきっかけとなり、地域で子ども達を育む温かい社会へと繋がることの一助となることを期待しております。



第1回 家庭

安心・安全に育まれ

「家庭」という言葉を聞いて皆さんはどのようなことを思い浮かべますか？私が想像する「家庭」は、“愛情に包まれた場、であり“自分自身を開放してくれる場、でしょうか。

この世に生を受けた子どもは、一人では生きてはいけません。子どもの成長には、愛情に包まれた温かな家庭環境が特に重要だと思います。また、家族という存在を軸として、生きていく術を学んでいくでしょう。

しかし、すべての子どもたちがそうした家庭で育まれているわけではありません。子どもたちにとって安心・安全の場であるべき家庭において虐待を受けたり、両親の離婚や死別があったりなど、さまざまな事情により家庭と一緒に暮らせない子どもたちがいるのです。そんな子どもたちを家庭に迎え入れ養育する「里親制度」について紹介していきます。



第2回 社会的養育

全ての子どもを支援

「社会的養育」という言葉を知っていますか？子どもの養育に対して、“保護者とともに社会が責任を持つ、という考え方にに基づき、全ての子どもを対象として支援を行う考え方を表したものです。子どもたちのいろいろなニーズを受け止め代弁することで、子どもの最善の利益を考えていくことが重要です。全国には、虐待や貧困などさまざまな事情により家庭で暮らすことができない子どもたちが約4万5千人。できるだけ家庭的な環境で養育することが望ましいとされています。

過去につらい体験を持つ子どもたちの存在を理解し、社会や地域で見守り育むという視点が大切です。家庭で暮らせない子どもたちを家庭と同様の環境と位置付ける里親が、今後そうした子どもたちの健やかな成長を育む受け皿として大きな意味を持ちます。



第3回 二つの施設

職員に支えられ成長

様々な事情により家庭で生活することができない児童を養育する施設として、乳児院（乳児を養育）と児童養護施設（18歳までの児童を養育）があります。宮崎県内には2つの乳児院と10か所の児童養護施設があり、平成31年4月1日時点で370人の児童が入所しています。

各施設には、保育士や児童指導員、心理士、里親支援専門相談員など専門知識とスキルを持った職員がいて、生活支援や自立に向けた訓練、心のケア、入所児童の里親委託の推進など、日々、子どもたちの成長を見守りながら子どもたちのニーズをくみ取り様々な支援を行っています。

入所している子どもたちは、こうした安心安全な環境の下でたくさんの施設職員の愛情を受け健やかに成長しています。



第4回 家庭養育の推進

人間関係を築く土台

平成28年に児童福祉法が改正されました。子どもが権利の主体であることが位置付けられ、子どもの家庭養育優先原則が明記されました。国や地方公共団体においては、実親による養育が困難であれば特別養子縁組や里親による養育を推進することとされています。

子どもにとって、家庭は安らぎの場所であると共に、愛情や信頼関係を育む場所です。特定の大人との間で愛着を形成し、自分の存在を受け入れられているという安心感の中で、自己肯定感を育み基本的信頼感を得られるでしょう。これらは心の発達を促す条件で、特に乳幼児期に大きな変化がみられ、社会の中で人間関係を築くための土台となります。また、子どもたちが大人になり自分の家庭を築く上で、里親家庭で育った経験が家庭のモデルとなることが期待できると思います。



第5回

県を取り組み

「チーム」で行う支援

宮崎県では、里親養育を推進することにより、家庭で養育されることが困難な児童の最善の利益を実現するため関係機関がチームを組んでさまざまな取り組みを行っています。

里親を支援する機関には、里親養育についての指導・相談対応を行っている児童相談所、里親支援に関する全般的な業務を行っている里親普及促進センターみやざき、里親の家庭訪問や相談支援、レスパイトケアなどを行っている各乳児院や児童養護施設、里親の委託前後で養育のための実践的なトレーニングを行っている児童家庭支援センターなどがあります。

また、里親同士の親睦や支えあい等を行う里親会、子育てに関するサービスの提供等を行う市町村、保育園や学校、民生委員・児童委員など各地域の機関も支援機関として重要な役割を担っています。

宮崎県子ども家庭課



第6回

県を取り組み

委託率向上を目指す

本県では、里親養育を包括的に支援する機関として里親普及促進センターみやざきを開設、運営をNPO法人みやざき子ども文化センターが行っています。里親普及促進センターみやざきの業務は、里親制度の普及啓発・リクルート、研修、里親への委託促進、里親支援、関係機関が一体的に里親支援に取り組むためのコーディネート等です。また、県内2カ所の乳児院には児童家庭支援センターが設置され、専門知識を持つ職員が里親の養育力向上のためのトレーニングを行っています。

平成27年10月に策定した本県の計画では、こうした取り組みを推進することで令和11年度末に里親等委託率を35.0%にすることを目標としています（平成30年度末13.4%）が、国はさらなる里親等委託率向上を目指しており、本県の数値目標も見直しを行うこととしています。

宮崎県子ども家庭課



第7回 役割

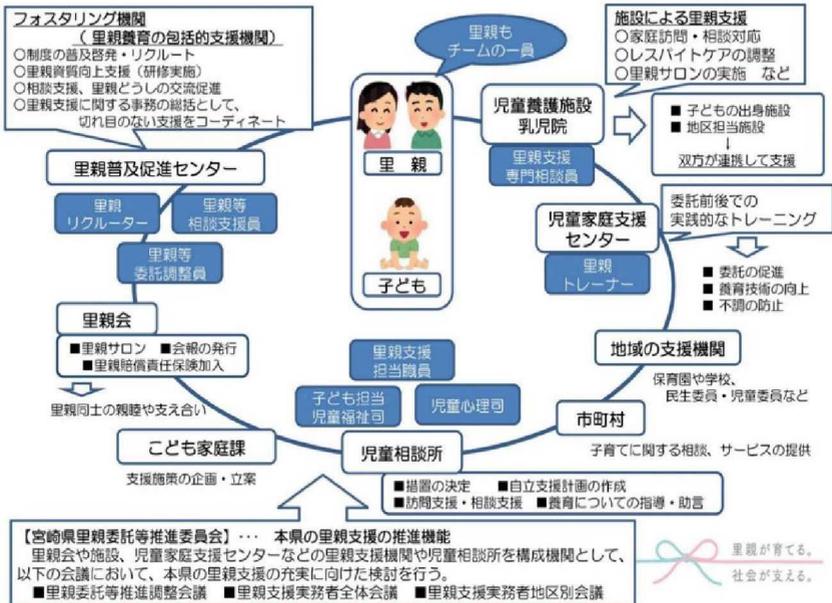
社会的養育の担い手

里親とは、社会的養護を必要とする子どもを行政から委託を受けて家庭で預かり育てていただく方のことです。里親家庭での養育とは、家庭という「私的な場」で行われる「公的な養育」です。家庭的な環境の下での養育の必要性が言われる中、社会的養育の担い手として里親の存在が重要となってきています。ある里親さんからこういうエピソードをお聞きしました。「前夜に食べたおかずが朝食でまた出てきた！」と子どもがとても驚いたそうです。

一般家庭ではありがちな体験をすることで、家庭とはこういうものだとして自然に学んでいくことは、大人になって自らの家庭を作っていく上で大切なことであると思います。多くの子どもたちが温かい家庭の中で生まれるよう、少しでも多くの方に里親への一歩を踏み出していただけることを願っています。



宮崎県におけるチーム養育のイメージ ～里親と支援機関がチームを組みながら里親養育を行う～



第8回 制度

家庭に受け入れ養育

里親制度は、さまざまな事情により家庭で生活することができない子どもたちを家庭に受け入れて、家庭的な雰囲気の中で愛情を持って養育していく、子どもたちのための制度です。里親には、子どもを一定期間養育する「養育里親」、養育里親のうちより専門的な知識を持ってより支援が必要な子どもを養育する「専門里親」、養子縁組を前提として子どもを養育する「養子縁組里親」、祖父母など親族が子どもを養育する「親族里親」があります。

里親になるには、①保護を要する子どもの養育についての理解や熱意があり豊かな愛情を有していること②経済的に困窮していないこと③県が実施する研修を修了していること④里親本人及びその同居人が欠格事由に該当していないことなどの要件があります。



第9回 制度

「公的」な養育を意識

里親は、委託児童の養育をする上で、自主性を尊重し、基本的な生活習慣や人間性、社会性を身につけさせ、自立を支援しなければなりません。

子どもの養育を委託された里親には、毎月里親手当（養育里親・専門里親に支給）や、子どもの養育に必要な一般生活費が基準に基づいて支給されます。必要に応じて教材費や見学旅行費なども支給されます。これらは子どもの養育のために支給されるものなので、里親は、常に、経費の支出内容を明らかにし、公的な養育であることを意識して子どもの養育に携わることが求められます。里親普及促進センターみやざきでは、里親制度の正しい理解のために、個別の制度説明や出前講座を行っています。関心のある方は、同センター☎0985（20）1220までお問い合わせください。



第10回 登録に向けて

研修二つ修了目指す

養育里親、養子縁組里親に登録するためには、「基礎研修」と「登録前研修」の二つの研修を修了する必要があります。

「基礎研修」では、講義・演習で児童福祉における里親の役割や里親に求められることなどについて学び、乳児院や児童養護施設を見学します。そして「登録前研修」では、子どもの養育における知識や状況に応じた養育技術を身につけ、実際に子どもとの触れ合いを通して養育について学んでいきます。また、養子縁組里親を希望する場合には、これらの研修に加え、養子縁組制度に関する講義も受講します。

研修修了後、里親認定・登録の申請を行うと、児童相談所による訪問・調査が行われます。その後、宮崎県社会福祉審議会児童福祉専門分科会の意見を聴いて知事が認定した方が里親名簿に登録されます。



第11回 マッチング

子の将来のモデルに

児童相談所が子どもにふさわしい里親家庭を選定することを「マッチング」といいます。最初に、子どもの年齢や性別、生育歴、里親の年齢、養育経験等を考慮して里親候補に打診します。その後、子どもとの面会から始め、外出、外泊と段階的に行い、互いの関係づくりを行います。その間児童相談所は、里親と子どもの様子や気持ちを確認し、最終的に里親委託するかどうかを決定します。

子どもが里親家庭に預けられる理由は、虐待や実親の養育困難などさまざまですが、それぞれに心の傷を抱えています。だからこそ里親家庭は、将来家庭を築く上でのモデルとなり、特定の大人との愛情や信頼関係の構築など、子どもの人生に大きく影響します。里親は、子どもの気持ちに寄り添い、温かい目で見守っていただく必要があります。

宮崎県中央児童相談所



第12回 家庭への支援

孤立防ぎ児童を養育

本県では、里親に委託されている児童の養育が適切に行われるよう関係機関が連携し、里親家庭へのさまざまな支援を行っています。

「訪問支援」は、支援機関の職員が定期的に家庭訪問を行い、委託中の里親から養育の相談を受けたり、児童の状況を確認したりします。また未委託里親に対しても、受け入れ環境の状況や委託の希望について確認を行います。「レスパイト・ケア」は、里親が一時的な休息を必要とする場合に、施設や他の里親が数日間代わりに児童の養育を行うものです。「アフターケア」は、さまざまな事情で委託が解除となった里親に対し、次の委託につなげるための助言や心のケア等を行います。

関係機関がチームとなって、里親を孤立させることなく、児童の養育を支えていきます。



第13回 家庭への支援

養育技術向上へ訓練

児童家庭支援センターでは、子どもが委託されていない里親に対して、乳幼児期における養育技術の向上を図るため、実際に乳幼児と触れ合いながら学ぶ里親トレーニング事業を実施しています。

また、本年度より、子どもを委託されている里親に対してもトレーニングを行うことになりました。子どもの抱える問題や虐待が子どもに与える影響など、「子どもの視点」での理解を深め、家庭での実践的な対応を身に付けてもらうのがねらいです。里親の養育の質をさらに高めることで、より安定した養育の実現を図ることが期待されます。

里親の下で養育される子どもが、温かい愛情と正しい理解を持った特定の大人との健全な関係を築くための環境づくりを支援しています。

子ども家庭支援センター つぼみ



第14回 サポート組織

制度充実へ取り組む

本県には、県央、県南、県北の3地区に里親会が結成されており、その連合組織として宮崎県里親連合会があります。

里親が養育を行う上で、子どもの成長の段階に応じた子育てや真実告知等において、さまざまな悩みや不安、責任を一人で抱え込んでしまう場面があるかもしれません。そんな時、里親が孤立しないよう、他の里親がサポートする仕組みとして里親会はとても大切な存在です。

里親会の活動は、養育力の向上を目的とした研修会や里親同士の交流の場となる里親サロン、子どもと一緒に参加できる親子交流会、里親制度の普及啓発活動、情報誌の発行などさまざまです。また、乳児院、児童養護施設や里親普及促進センターみやざき等と同様に、本県の里親支援機関として、里親制度の充実に向け取り組んでいます。



第15回 里親として

思いやりで「絆」実感

私の家では、2人の女の子を預かっています。ある日のこと。中学2年の娘が交通事故に遭い救急車で搬送されたのです。救急車に乗せられた娘のぐったりした姿を見て、「大丈夫？」としか言えない私。それなのに痛くてつらいであろう娘は、「お母さん、心配かけてごめんなさい」と言ったのです。

なかなか自分の思いを言葉で伝えられず、感情を爆発させ、物にあたることもあった娘が、心配する私を思いやって言ったのです。一番辛いはずなのに私を思いやって言ったのです。とてもうれしい気持ちになりました。

幸い軽い怪我だけで済み、帰宅。家で私たちを待っていた小学6年の娘は、思うように体を動かせない姉の服を脱がせ、体を拭くのを手伝い、肩を貸して歩行の手助けをしてくれました。姉を思いやるその姿に、血の繋がりはなくても10年以上の歳月で、姉妹としての“絆”ができたと感じた

日でした。

養育里親・専門里親



第16回 里親として

地域も連携した教育

M君は、生後から施設で育ち、小学1年の時に家族になりました。「お父さん、お母さん」と呼ぶことがうれしそうで、何度も呼んではほほ笑んでいました。もちろん最初は、施設と家庭との生活スタイルの違いに戸惑い、できないこともありました。でも、日を追うごとにさまざまなことを学び成長しています。最近の一番の楽しみは、食事。一緒に買い出しに行き、材料を籠に入れ、帰宅後は、食材を切る包丁とまな板の音、炒める音、調理中の匂いがおもしろいような香りになる瞬間など、出来上がりを待っている間までも、とても心地よく過ごしているようです。

また、地域の行事や子ども会等にも参加して、周囲の大人たちとも関わり合い育っています。今後も、家庭、学校、地域と連携して養育していきたいと思っています。

養育里親



第17回 出会い

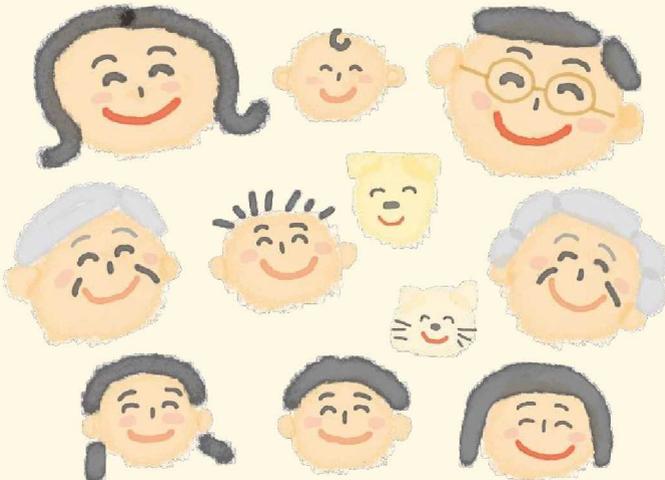
心温まる時間の共有

結婚して長男を授かって以降、わが家のタンス中は、お祝いとしていただいたベビー服や靴、おもちゃなどが、使われないうまま占領していきました。そんなとき思い出したのが学生時代交流のあった乳児院です。

早速、乳児院へ「使っていただけませんか？」と連絡をとると、「大歓迎です」という返事をいただきました。数箱の段ボール箱に詰め込めるだけ詰め込んで親子3人で乳児院へ。その日から私たち親子と乳児院との交流が始まりました。周りの友人たちに使っていない乳幼児服や靴の提供を呼びかけ、何度か乳児院へ届けました。

そんな出会いからスタートし、子どもたちのことを知り、触れ合い、自然と里親の道を歩むことにつながっていきました。里親になることは新たな家族との出会い、心温まる時間を共有していくことだと思います。

養育里親



第18回 アフターケア

退所後も支援続ける

里親の下で養育された子どもが満18歳になると、里親委託が解除され、子どもは里親の下を離れ進学又は就職し、自立していくことになります。そのため、里親は、子どもが自らの力で生活していけるように、社会で生きていくために必要な知識やスキル、心を育んでいく必要があります。委託が解除された後も、里親が引き続き子どもと一緒に生活し、支援していく場合がありますが、多くの場合は、自立することとなります。自立後の生活には、孤独や寂しさがつきまとい、それとともにさまざまなトラブルや困難に見舞われることもあります。

そのため、退所児童等アフターケアセンターでは、施設を退所したり、里親の下を離れたりした子どもたちの自立後の生活の相談や支援等を行っています。

退所児童等アフターケアセンター クオーラ



第19回 真実告知

寄り添い受け止める

子どもには、「知る権利」が保障されており、里親は、養育している子どもに対し、真実を告知する必要があります。

真実告知は、里親とは別に実の親がいること、事情があって実の親に代わって里親が育てていること、里親があなたのことをとても大切思っていること、などを子どもに伝え一緒に生い立ちを受け止めていくことです。

真実の告知は、子どもや里親に多大な負担を伴うため、子どもの過去を知る児童養護施設や児童相談所の職員、すでに真実告知を行っている他の里親などの支援を受けながら行いますが、子どもがどのように受け止めるのかを確認しながら、少しずつ伝えていく場合もあります。

告知に当たっては、子ども自身が自分の生い立ちも含めて、人生を肯定的に受け止められるよう子どもの気持ちに寄り添いながら伝えていきます。

児童養護施設 みどり学園



第20回 地域とのつながり

「SOS」を発信して

里親家庭は、家庭的な雰囲気の中で子どもを養育するという長所がある一方で、困難な場面に会った時にどう対処して良いか分からず、不適切な養育を行ってしまうこともあり得ます。

社会的養護を必要とする子どもたちの多くは、つらい体験をした背景から周囲に心を閉ざしてしまいがちです。そのような時に里親が子どもの対応に苦慮した場合には、里親支援機関のサポートを受けることができます。また、子育て支援センターや、民生委員・児童委員、学校、医療機関などの地域の社会資源とのつながりは、子どもの健全な養育に大きな力となります。

子どもに寄り添う中で養育に行き詰まるまえに、地域（周囲）へのSOSを早めに発信することが、里親にとっても、子どもにとっても大切です。



第21回 地域とのつながり

周囲の理解が成長に

子どもを育てるにあたって、実の子であっても、悩みは常につきものです。子育ての悩みは、保育所・幼稚園等、学校、行政、さらに民間支援団体など地域とのつながりが支えになります。

私たちの周りには、里親家庭が生活していたり、実親の元に戻った子どもが親子で暮らしていたり、さまざまな「家族のカタチ」があります。そんな家族も当たり前安心して暮らしたりしていくために、周辺住民全てがその家族を理解し、見守りながら子育てをしていくことが望まれます。それにより子どもたちも「周囲から見守られ、支えられている」という安心感を抱くことができるでしょう。そして地域社会の一人として成長していくのです。

“子どもは社会（地域）の宝”。行政の支援だけでなく、地域の力が必要です。



第22回 輝く未来へ

知ることから始めて

「里親」とは、さまざまな事情により家庭で暮らすことができない子どもたちを家庭に迎え入れ、温かい愛情と理解をもって養育する方です。子どもと向き合い子育てをする中で、地域や多くの支援者と関わり、里親自身の人生も豊かになります。全ての子どもたちが実親とともに家庭で幸せに暮らしていくことが一番望ましいのですが、難しい家庭が増えているのも現状です。私たち大人は、子どもたちの輝く未来のために、社会全体で子どもたちを育てていく必要があります。そのための支援の形の一つが「里親」です。あなたを必要としている子どもたちがいます。

まずは「里親」を知ることから始めてみませんか。

里親普及促進センターみやざき ☎0985(20)1220 にお気軽にお電話ください。



宮崎県の「チーム養育」支援機関一覧

児童養護関連機関

種別	No.	所在地	名称
児童相談所	1	宮崎市	中央児童相談所
	2	都城市	都城児童相談所
	3	延岡市	延岡児童相談所
乳児院	1	宮崎市	カリタスの園 つぼみの寮
	2	都城市	石井記念 仁愛の家
児童養護施設	1	宮崎市	青島学園
	2	宮崎市	カリタスの園 竹の寮
	3	宮崎市	みんせいかん
	4	宮崎市	さくら学園
	5	都城市	石井記念 有隣園
	6	延岡市	みどり学園
	7	日向市	鐘ヶ浜学園
	8	木城町	石井記念 友愛園
	9	川南町	金鈴学園
	10	高原町	石井記念 神武の家
児童家庭支援センター	1	宮崎市	こども家庭支援センター つぼみ
	2	都城市	児童家庭支援センター ゆうりん
ファミリーホーム	1	宮崎市	ファミリーホームひまわり
自立援助ホーム	1	宮崎市	ウイング・オブ・ハート
退所児童等アフターケアセンター	1	宮崎市	クオーラ
児童自立支援施設	1	都城市	みやざき学園
情緒障害児短期治療施設	1	日向市	児童心理治療施設 ひむかひこぼえ学園

里親支援機関

宮崎県里親連合会

中央地区里親会

県南地区里親会

県北地区里親会

乳児院・児童養護施設・児童家庭支援センター

里親普及促進センターみやざき

子どもを中心とし、里親と
支援機関が手を取り「チーム養育」
を目指します

あしがき

NPO 法人みやざき子ども文化センターは、「子どもの最善の利益」を柱に、子どもたちに文化芸術を通して、人との出会い・遊び・学びの場を提供し、子どもたちの『ゆめ』を応援しています。

すべての子どもたちの未来のために活動を進める中、里親制度にかかわる事業を宮崎県より委託を受け5年目になりました。

本冊子は、家庭を必要とするすべての子どもたちが一人でも多く里親家庭で育つことを願うとともに、里親制度について知っていただきたく、里親普及促進センターみやざきが関係機関のご協力をいただき作成しました。

コラム作成にご協力をいただいた宮崎県こども家庭課、里親支援機関、里親、関係者の皆様へ厚く御礼申し上げます。

令和2年1月吉日

NPO 法人みやざき子ども文化センター
里親普及促進センターみやざき



原文 2019年8月～12月（全22回）宮崎日日新聞掲載
執筆 こども家庭支援センター つぼみ
退所児童等アフターケアセンター クオーラ
児童養護施設 みどり学園
養育里親・専門里親
宮崎県中央児童相談所
宮崎県こども家庭課
里親普及促進センターみやざき
発行 里親普及促進センターみやざき
〒880-0051 宮崎市江平西1丁目5番11号 江平ビル105号
協力 特定非営利活動法人みやざき子ども文化センター
編集 宮崎日日新聞社



SATOOYA
promotion center
MIYAZAKI

里親普及促進センターみやざき